OII 間道

り。 三軒ならで なかりし故、町名をば 三間道と 呼べりと いへ三軒ならで なかりし故、町名をば 三間道と 呼べりと いへ所門前の家後にて、生垣なりしかど、文政二年金澤寺社門前は幕府巡見使の通行道也。此の町昔は片側は、玉泉寺の此の道は、玉泉寺前より野町四丁目へ出づる往來にて、従

O庚申堂跡

度申堂と 稱して 居住せし處、城中より 御目障に 成る由に度申堂と 稱して 居住せし處、城中より 御目障に 成る由にた。金澤茶臼山に一字を建立し、彼の青面金剛尊を安置し、太陽舎を破り去れり。依つて左近囚獄を遁れ出で、本國に跡る事を得たり。後剃髮して萬藏坊と稱し、加州へ立越に跡る事を得たり。後剃髮して萬藏坊と稱し、加州へ立越に跡る事を得たり。後剃髮して萬藏坊と稱し、加州へ立越に跡る事を得たり。後剃髮して萬藏坊と稱し、加州へ立越に跡る事を得たり。後剃髮して萬藏坊と稱し、加州へ立越に、金澤茶臼山に一字を建立し、彼の青面金剛母を安置し、本國では、金澤茶臼山に一字を建立し、彼の青面金剛母を安置し、本國の東京と、北側に山伏圓數寺と云ふあり。來歷三間道の庚申堂とて、北側に山伏圓數寺と云ふあり。來歷三間道の庚申堂と

去せり。 堀多壽美と改稱し、神職と成り庚申堂を廢し、此の地を退城多壽美と改稱し、神職と成り庚申堂を廢し、此の地を退ず。とあり。從前の卯辰山なる庚申塚は卽ちその舊地なりとて、藩侯より移轉を命ぜられ、元和二年に泉野寺町へ移住

〇興月山全昌寺

野洞宗也。貞享二年の由來書に云ふ。當寺開祖金豐和尚。慶 世本之、共の子豐後長次繼守し、長次元和元年卒し、共の は著も則魚津へ引越、魚津廢城以後將監先祖金澤へ引越に 當寺も則魚津へ引越、魚津廢城以後將監先祖金澤へ引越に は著に、天正十三年我が封內と成り、瑞龍公青山佐渡を 力、當寺も随從致し、則將監別業之內に罷在處、將監より の。按ずるに、婦負郡野尾は城尾の誤寫なるべし。三州志 り。按ずるに、婦負郡野尾は城尾の誤寫なるべし。三州志 り。按ずるに、婦負郡野尾は城尾の誤寫なるべし。三州志 とあり。又云ふ。魚津城は青山佐渡守る處、慶長十七年佐 とあり。又云ふ。魚津城は青山佐渡守る處、慶長十七年佐 とあり。又云ふ。魚津城は青山佐渡守る處、慶長十七年佐 とあり。又云ふ。魚津城は青山佐渡守る處、慶長十七年佐 とあり。又云ふ。魚津城は青山佐渡守る處、慶長十七年佐 とあり。又云ふ。魚津城は青山佐渡守る處、慶長十七年佐 とあり。又云ふ。魚津城は青山佐渡守る處、慶長十七年佐 とあり。又云ふ。魚津城は青山佐渡守る處、慶長十七年佐

城は寛永年中なるべし。

〇開禪寺上地町

按するに、正保四年八月開禪寺等育和尙の上申書に、 **拜領仕。とありて、** 十六步二尺八寸、 也。又質曆六年十一月少林寺の上申書に、拙寺居屋鋪千五 步拜領仕、寺建立可,仕与存候内、千岳長老に被,強付指上申 裘醬に、麦醬之屋敷玉泉寺渡發之內を以、千五十步可,被,相 方明地之内を以、五十間四方拜領仕度云々。とありて、其の 敷於,可,被,致,拜領,者. 野町玉泉寺と並に罷在候樣に、左之 支の事ありて、更に六斗林の今の地を賜ふ。といへり。 平次 七年玉泉寺の並に於て、二千五百步を開禪寺へ賜はる處、指 寺の並なる町家をば呼びたるなるべし。龜尾記に、慶長十 るに、此の町名今は絶えて知るものなしといへども、 元祿九年地子町肝煎裁許附に、開禪寺上、地町とあり。 なるを、末寺造營なき内に、 とありて、萬治二年五月の上申醬に、野町に而 千五十 と記載し、此の時六斗林の今の寺地を拜領したるよし 傳燈寺中興 千岳和尚 爲,曜居所,慶安四年 今少林寺の寺地は、元開禪寺の拜領地 實勝寺千岳和尙へ更に賜はり 少林 御屋 按す

とせしは誤也。 為,嚴居所,少林寺を建立ありしと也。龜尾記に、慶長十七年

〇崗嶽山少林寺